

補助金調書

補助金名	福岡市地域保健福祉振興基金事業補助金			担当課 (連絡先)	保健福祉局総務企画部地域福祉課 (TEL 733-5346)	
交付先	団体	社会福祉法人 福岡市社会福祉協議会		区分	その他の補助金	
交付先決定方法	非公募	(公募の場合) 公募時期				
(公募の場合) 応募要件						
(非公募の場合) 非公募の理由	本事業は、社会福祉協議会が実施するふれあいネットワーク、ふれあいサロン、ふれあいランチ、校区広報誌発行事業に対する補助であるため。					
補助開始年度	平成17	年度	経過年数	17	年度	
補助金の目的 及び 補助対象事業	【補助金の目的】 地域保健福祉活動の振興を図る事業に要する経費に充てるため、補助金を交付する。 【補助対象事業】 ○地域保健福祉の充実に寄与する事業 ○その他市長が補助することについて特に必要と認める事業					
補助金の終期	令和6	年度	延長回数	2	回	
終期を延長する理由	ふれあいネットワーク、ふれあいサロンなどに対する補助を行うことで、地域での支えあい体制を強化し、安心して暮らせる地域づくりを継続して行っていくものとして補助金継続するため。					
交付対象経費及び補助金の算定方法等	その他	【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】 ○ふれあいネットワーク: 70千円+人口割(50千円、70千円、90千円)×実施自治会数/校区総自治会数 ○ふれあいサロン: 3千円×実施回数 ○ふれあいランチ: 運搬等補助費(1食50円)、活動拠点費(10千円/月)、コーディネート(調整)費(5千円/月※週1日の配食は3千円)、事業運営事務費(80千円/年、※週1日の配食は56千円/年)、配食器材等補充費(30千円/年) 校区広報誌発行事業: 総発行部数10,001部以上 50千円、5,001~10,000部 40千円、5,000部以下 30千円 ○その他の事業: 個々に査定して定める。				
(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準	【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】 本補助金により実施するふれあいネットワーク、ふれあいサロン、ふれあいランチ、校区広報紙発行事業は福岡市社会福祉協議会の事業であり、校区社会福祉協議会がそこから助成を受けて、事業を実施するため。 再交付先の配分基準については、【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】と同じ。					
交付状況等 【上段: 交付件数】 【下段: 決算】 (※1)	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度		
	件	1 件	1 件	1 件		
	52,580 千円	41,854 千円	44,938 千円	48,693 千円		
前年度補助事業 の主な実施概要	○ふれあいネットワーク: 138校区 ○ふれあいサロン: 373団体 ○ふれあいランチ: 2校区 ○校区広報誌発行事業: 133校区					
補助金交付 による効果	ふれあいネットワークを実施する自治会・町内会数が増えており、また、ふれあいサロンも実施箇所数が増加している。 これらの事業を支援することにより、地域での支え合い体制を強化し、安心して暮らせる地域づくりを行っている。					

※1: 金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。